

EUにおけるデジタル時代に適応した 著作権制度リフォームの動向

著作権委員会*

抄 録 EUは現在、デジタル技術の発達を背景とした「Digital Single Market戦略」¹⁾を進めている。これは、国境を跨ぐオンライン製品・オンラインサービスにおける障壁を取り払うことでデジタル産業の発展と利用者の利便性向上を目指す政策であり、その施策の一つとして、EUの著作権制度のリフォームが議論されている。

具体的には、EU加盟国間の法制度の差異によって生じる不都合を調整、解消するため、教育目的等一定の著作物の利用につき統一的な権利制限規定を導入することや、集中管理団体等の仕組みを通じてライセンス実務を円滑化することが検討されている。また、新聞雑誌出版者の著作隣接権等、インターネットの普及に伴う著作物の利用形態の変化に応じ、関係者間の利害を調整する新たな制度を設けることも議論の俎上に載っている。

本稿では、2016年9月に欧州委員会（European Commission）が公表した著作権改正法案を、欧州議会（European Parliament）における修正案の検討状況と併せて紹介する。

目 次

- はじめに
- DSMにおける著作権指令案
 - デジタル・越境環境への例外規定・権利制限規定の適用措置（2章）
 - コンテンツへのアクセス拡大に向けたライセンス実務の改善措置（3章）
 - 十分に機能する著作権取引市場の成立に向けた措置（4章）
 - その後の欧州議会の議論と新たな論点
- 放送事業者によるテレビ・ラジオ番組のオンライン配信・再送信に関する規則案
- おわりに

1. はじめに

2015年5月、欧州委員会はDigital Single Market戦略（DSM）を発表した。DSMは、国籍や居住地にかかわらず製品・人・サービス・資本の自由な流通をオンライン環境においても

保証し、欧州が世界のデジタル経済をリードしていくための環境強化を目的としている。その3つの柱として、(1) 欧州全域における消費者・事業者のオンライン商品・サービスへのアクセス向上、(2) デジタルネットワーク・サービスの隆盛のための適正環境の創出、(3) 欧州デジタル経済の成長可能性の最大化を掲げている²⁾。

2015年12月には、EU著作権制度の現代化に関する報告³⁾が公表された。この報告の中で、DSMを踏まえた長期的な著作権政策の展望と重点的取り組みが示された。

そして、2016年9月14日⁴⁾、欧州委員会はDSMに関する著作権分野の改正法案を公表した。DSMにおけるDirective（指令）⁵⁾と、放送事業者のオンライン配信・再送信に関するRegulation（規則）⁶⁾という2つの法律案⁷⁾が具体的に提示された。

* 2017年度 Copyright Committee

この法律案に対し、現在、欧州議会 法務委員会（Committee on Legal Affairs、以下JURI）が修正案を議論しており、2017年3月10日および同年5月10日には、指令案、規則案の各々に対する修正案のドラフトを発行した⁸⁾。

2. DSMにおける著作権指令案

法改正の検討の背景として、まず、利用者の側面から見ると、EU加盟国間でデジタルコンテンツに関する権利制限規定の適用範囲が必ずしも統一されていないことがある。この法的不確実性に対応するため、改正法案において、権利制限規定の調整が図られている。

加えて、公共性の高い情報に対するアクセシビリティにも不足がみられる。例えば、非営利目的で公開されている文化遺産情報等であっても、国境を越えてのアクセスが困難な状況にある。そのため、指令案では、アクセシビリティの向上を後押しする仕組みを設けている。

一方で、オンラインサービスにより、出版者やクリエイターが、本来受けるべき補償金や報酬を手にてきていない状況も生まれてきている。指令案は、補償制度や報酬バランスを是正することで、この市場構造のゆがみを克服し、健全な市場形成を推進することも目指している。

なお、指令案は全5章の構成となっており、1章は法令の目的および定義について、5章は既存法令との調整についてそれぞれ定めている。本稿では、指令案の内容の中核となる2章から4章を中心に解説する。枠内に引用している指令案および規則案の各条項はいずれも筆者による参考訳である。

2. 1 デジタル・越境環境への例外規定・権利制限規定の適用措置（2章）

(1) テキスト&データマイニング（3条）

1. 加盟国は、研究機関による科学研究目的

のテキスト&データマイニングに必要な著作物等の複製および抽出に関し、指令2001/29/ECの2条、指令96/9/ECの5条(a)ならびに7条(1)項および本指令の11条(1)項に定める権利につき例外規定を定めなければならない。

2. 前項で定める例外規定と反する契約条項は強制力をもたないものとする。
3. 権利者は、著作物等が運用されているネットワークとデータベースの安全および完全性を保証する手段を講じることができる。当該手段は当該目的の達成に必要な範囲を超えてはならない。
4. 加盟国は、権利者と研究機関に対し、前項で述べた手段の実行に関して両者で合意したベストプラクティスを定めることを奨励しなければならない。

1) 背景および概要

現在、テキスト&データマイニングはとりわけ研究機関にとって有用であり、イノベーションを促進するものであると広く認識されているが、法的に許容されるかは不確実な点が多い。著作権の観点では、複製権侵害を構成すると考えられ、また、データベースからの抽出行為がデータベース権侵害となる懸念もある。

この点に関し、従来の法律において、科学研究目的の利用に関する権利制限規定があるものの、任意規定にとどまっている⁹⁾。また、当該規定は科学研究における技術利用すべてに適用されるものではないため、テキスト&データマイニングに必ずしも適合していない。さらに、著作物のライセンス契約がある場合でも、実態として、テキスト&データマイニングが除外されている場合がある。

そこで、本条では、テキスト&データマイニングにかかる複製および抽出行為につき権利制限の強行法規性を認めるものとした。本条の権

利制限の性格および範囲から、権利者が被る害悪は無視しう程度であるため、権利者に対する補償は想定されていない。権利者は、著作物等が含まれるネットワーク・データベースの安全性・完全性を確保するための措置を、必要な限りにおいて講じることを認められている。

なお、本条の権利制限を享受する研究機関は、非営利団体であるか、公的な使命を持つと加盟国に認められた団体に限られるが、本条は、官民の共同研究に関しても適用される。

2) JURI修正案 (2017年3月10日付)

1項において、テキスト&データマイニングの行為が著作権と関連するのは、テキスト&データマイニングの行為そのものではなく、情報に対するアクセスと処理であることが明確にされた。その上で、対象行為を、研究目的に限定せず、また、行為主体も研究機関に限定しない形に修正がなされている。

また、研究目的の著作物等を市場に提供する権利者に対し、研究機関にテキスト&データマイニングを可能とさせる義務を課すとともに、当該権利者に対し対価を得る権利を与えられるものとする事も提案されている。

上述のとおり情報の利用の便宜を図る一方、研究において利用されるデータの保存場所を加盟国に指定させることで、データの悪用を避けることも併せて検討されている。

(2) デジタル・越境教育活動における著作物等の利用 (4条)

1. 加盟国は、教育目的に限定され、かつ、非商業目的の範囲内で、次の条件下で著作物等のデジタル利用を行うことに関し、指令2001/29/ECの2条および3条、指令96/9/ECの5条(a)および7条1項、指令2009/24/ECの4条1項ならびに本指令の11条1項に定める権利につき例外

規定または権利制限規定を定めなければならない。

- (a) 教育機関の敷地内で行われるか、または当該機関の児童または生徒および教師のみがアクセスできる安全なネットワークを通じて行われ かつ
- (b) それが不可能と判明しない限り、著作権者名等の出典を付記する。

2. 加盟国は、前項に定める行為を許諾する十分なライセンスが市場で容易に利用可能な場合に限り、前項に従い採択した例外規定は一般にまたは特定の種類の著作物等について適用されないものと定めることができる。

前段の規定を利用する加盟国は、前項に定める行為を教育機関に許諾するライセンスの適切な利用可能性と可視性を教育機関に保証するための必要な手段を講じなければならない。

3. 本条に従って採択された内国法の定めにより、教育での説明のみの目的で安全な電子的ネットワークを通じて行われる著作物等の利用は、当該教育機関が設立された加盟国でのみ行われたとみなす。

4. 加盟国は、1項に従った著作物等の利用により権利者が被る損害に対し公正な補償の規定を定めることができる。

1) 背景および趣旨

指令2001/29/ECの5条(3)(a)に基づき、加盟国は、教育目的のための複製権、公衆伝達権の権利制限規定を導入することができる。また、指令96/9/ECの6条2項(b)と9条(b)により、教育目的のために、データベースを利用したり、その実体部分に関して抽出や再利用したりすることが認められている。

しかし、これらの規定は、オンライン教育や遠隔放送を利用した場合に適用されるか不確実

である。さらに、現状の規定は国境をまたぐ場合には適用されないと解されている。

そこで、本条は、すべての非商業目的の教育活動に権利制限規定の適用を認めるものとした。オンライン上（認証手続きの存在等、安全なネットワーク環境があるものに限る。）の利用も適用範囲である。また、身体的障害をもつ者への特殊な利用も含まれると解される。

なお、各構成国で既に様々な個別対応がされていることを背景に、全面的に権利制限規定を不適用等とする余地を認めている。その場合は、本権利制限規定の持つ強行法規性や国境をまたぐ効果を害しないことが要請されることを踏まえ、教育機関が代替手段となるライセンスを認識可能となるための措置が必要となる。

2) JURI修正案（2017年3月10日付）

1項は、目的および利用が、教育に関するものに明確に限定されるよう修正された。

また、2項においては、対価の支払いが発生する場合に、実際に支払い可能であることに配慮する文言に変更することが考えられている。

さらに、欧州委員会に対し、本指令の施行後、ライセンスの可用性につき欧州議会および理事会に報告する義務を課すことも検討されている。

(3) 文化遺産の保護（5条）

加盟国は、指令2001/29/ECの2条、指令96/9/ECの5条(a)および7条1項、指令2009/24/ECの4条1項(a)ならびに本指令の11条1項に定める権利についての例外規定として、文化遺産機関が、当該文化遺産機関のコレクションに恒久的に属する著作物等を、いかなる形式・媒体でも、当該著作物等の保存のみの目的かつ保存に必要な範囲内で複製できることを定めなければならない。

1) 背景および趣旨

公に利用される図書館、博物館等の文化遺産機関は、文化遺産の保護のため、自らが保有するコレクションを複製する必要がある場合がある。この際、権利者の承認が必要となる場合があるが、加盟国ごとの法令に従うために、アプローチ方法に差異が生じている。これにより、文化遺産機関の国境を越えた協力や保護手段が阻害され、効率的な資源活用が妨げられている状況がある。

かかる背景から、本条は、文化遺産機関が、保護目的のために自らのコレクションを複製することに関し権利制限規定を設けることを加盟国に求めている。権利制限規定や国境をまたぐ効果を害しない限り、導入方法は特定されないが、本条の対象は恒久的に文化遺産機関のコレクションにあるものに限定される。

2) JURI修正案（2017年3月10日付）

本条に対する修正案は特に提案されていない。

(4) 共通条項（6条）

指令2001/29/ECの5条5項ならびに6条4項1, 3および5段落は、本章の例外規定および権利制限規定に適用される。

1) 背景および趣旨

指令2001/29/ECは、5条5項において、複製権および公衆送信権の権利制限規定を設けるにあたり、当該規定が適用されることが通常の利用を妨げず、不当に権利者の利益を害しないことを条件としている。また、同指令の6条4項1, 3段落では、それぞれ、複製権または公衆送信権の権利制限規定の結果につき権利者が受益者と交渉の場を持つことを加盟国が保証すること、および権利保護のための技術的手段は有効であることが定められ、さらに6条4項5段落により、これらの規定はデータベース権を

規定する指令96/9/EC等にも適用されている。

本条は、指令2001/29/ECにおいて権利者保護のために設けられたこれらの規定が、指令案で定める権利制限規定に関しても及ぶことを定めている。

2) JURI修正案 (2017年3月10日付)

本条に対する修正案は特に提案されていない。

2. 2 コンテンツへのアクセス拡大に向けたライセンス実務の改善措置 (3章)

(1) 商業外著作物 (7条~9条)

7条 (文化遺産機関による商業外著作物の利用)

1. 加盟国は、集中管理団体が、その加盟員を代表し、文化遺産機関が恒久的に有する商業外著作物等の公衆に対するデジタル化、頒布、公衆への発信、または利用可能化に関する非商業目的の非独占ライセンス契約を当該文化遺産機関と締結する場合、次の条件に限り、当該非独占ライセンスは、当該ライセンス適用範囲と同様の分類に属する権利者で当該集中管理団体に代表されていない者に対しても拡大または類推適用されることを定めなければならない。
 - (a) 当該集中管理団体が、権利者からの委任に基づき、当該著作物等の分類における権利者および当該ライセンスの対象の権利の広範な代表者であり、
 - (b) 当該ライセンスの条件に関して、すべての権利者が平等の扱いを受けることが保証されており、かつ
 - (c) すべての権利者が、何時でも、自己の著作物等が商業外とみなされていることに対して異議を述べ、当該著作物等への当該ライセンスの適用を排除できる。
2. 著作物等は、当該著作物等の全部が、す

べての翻訳、版および表現において、通常の商業販路から公衆が入手できず、かつそのようになることが合理的に期待できない時に、商業外とみなされる。

加盟国は、権利者、集中管理団体および文化遺産機関との協議の上、著作物等が前項に基づくライセンスがなされうるかの判断に用いる要件は、必要かつ合理的なものを超えないこと、および、コレクション内の全著作物等が商業外であると合理的に推測される場合において、コレクション全体を商業外状態と決定する可能性を排除しないことを保証しなければならない。

3. 加盟国は、次の事項に関する適切な公表措置を講じることを定めなければならない。
 - (a) 著作物等を商業外とみなすこと
 - (b) ライセンス、および、特に代表されていない権利者に対する適用
 - (c) 権利者による1項(c)の異議申し立ての可能性これには、著作物等のデジタル化、頒布、公衆への発信または利用可能化までに合理的な期間を置くことを含む。
4. 加盟国は、次の場所が所在する加盟国を代表する集中管理団体から、1項に規定されたライセンスが得られることを保証しなければならない。
 - (a) 映画および視聴覚の著作物を除き、当該著作物または表音文字が最初に発行されるか、または発行行為がなければそれらが最初に放送された場所
 - (b) 映画および視聴覚の著作物の場合は、著作物の制作者の本社または居住場所 または
 - (c) 加盟国または第三国が合理的な努力の後も上記(a)および(b)に従って決定できない場合、文化遺産機関の設立地

5. 1項から3項は、前項(a)および(b)の適用がある場合を除き、第三国の国民の著作等には適用しない。

8条(越境利用)

1. 前条に従い許諾されるライセンスが及ぶ著作物等は、文化遺産機関によって、ライセンス契約に従い、全加盟国において利用されうる。

2. 加盟国は、前条に従い許諾されるライセンスが及ぶ著作物等を特定するための情報および前条1項(c)に定める権利者による異議の可能性に関する情報を、ライセンスが許諾された国以外の加盟国において当該著作物等がデジタル化、頒布、公衆への発信または利用可能化される前6ヶ月以上の期間および当該ライセンスの有効期間中において、単一のオンラインポータル上で公衆に対してアクセス可能にすることを保証しなければならない。

3. 前項に規定するポータルは、規則(EU)386/2012に従い欧州連合知的財産庁によって設立および運営される。

9条(利害関係者間の対話)

加盟国は、分野別に、利用者と権利者それぞれの代表機関、および他の関連する利害関係機関との間で、7条1項に規定するメカニズムの適切性と利便性を醸成するための話し合いの場を定期的に設けることを保証し、また、本章に規定する権利者の権利保護の有効性(特に公表措置に関するもの)を保証し、また、適用のある場合は、7条2項の第二文に規定する要件の確立を促進しなければならない。

1) 背景および趣旨

文化遺産機関は、商業外著作物をデジタル化し、国境を超える場合を含め活用することに関し、明確なフレームワークを必要としている。

しかし、事前に権利者から同意を得るのは困難なため、文化遺産機関のコレクションに含まれる商業外著作物のライセンスを得る方法を保証することが必要となっている。一方で、権利者に対しては、この枠組みの適用を排除する手段を与える必要がある。

文化遺産機関の有する著作物の多様性を考慮すると、本指令の想定する著作物は多様なもの(写真、音楽、視聴覚の著作物を含む)でなければならない。加盟国は権利者、利用者および集中管理団体と相談することが重要である。

本指令の想定する枠組みには、加盟国外の第三国で発行(発行行為がない場合は放送)されたものは含まれない。ただし、映画および視聴覚の著作物の場合は、第三国に制作者の本社や住居がある場合にも適用され、この限りでは第三国の国民の著作物にも適用がある場合がある。

広範なデジタル化のプロジェクトは文化遺産機関の多大な出資を伴う場合があるため、かかる出資を賄うためにこの仕組みにより文化遺産機関が収益を上げることを妨げない。

文化遺産機関が将来および現在行う商業外著作物の利用ならびに権利者によるライセンス適用排除に関する情報は、適切に公開されるべきとされている。公衆にアクセス可能なオンラインポータルを作り、越境利用が始まる前の合理的な期間、当該情報を利用可能にする必要があるため、これをEU知的財産庁が推進する。

2) JURI修正案(2017年3月10日付)

7条1項に関して、保存目的ではなく、閉鎖的かつ安全なポータルにおいて非商業目的で配布するための複製を、例外を設ける余地を認めつつも許容する提案がなされている。

また、権利者が、自己の著作物等が商業外とみなされることに反対し、文化遺産機関のネットワークから自己の著作物を排除できることを明示する提案がなされている。さらに、加盟国に対し、権利者、集中管理団体、文化遺産機関

と相談のうえ、ライセンスによる解決策の可能性について判断することも求めている。

7条3項については、公表前に設けるべき「合理的な期間」につき、6ヶ月と具体化する等の修正がされている。

(2) ビデオオンデマンドにおける視聴覚著作物へのアクセスおよび利用 (10条)

加盟国は、ビデオオンデマンドプラットフォームにおいて視聴覚著作物を利用できるようにするための契約の締結を望む当事者が、権利のライセンスに関して困難に直面する場合に、関連する経験を有する中立の団体の支援を受けられることを保証しなければならない。当該団体は交渉への支援と合意に至るための助力を提供しなければならない。

加盟国は、欧州委員会に対して、前段に定める団体を、[本指令21条1項に定める期日]までに通知しなければならない。

1) 背景および趣旨

オンデマンドサービスは、情報拡散に関し決定的な役割を持つ可能性がある一方、オンライン利用に関してライセンスの観点から問題が生じる場合がある。

そこで、本条は、ビデオオンデマンドベースの視聴覚コンテンツに関するライセンス契約を利用できるようにするために、加盟国において公平性の高い団体を設立し、交渉の場を設定することを求めている。

当該団体は、交渉の場に立ち会い専門的かつ第三者としてのアドバイスを提供する。また、加盟国は交渉の補助の時期、期間、費用負担等の交渉メカニズムの条件も決定すべきとされている。なお、運用と費用の面、交渉の場としての効率性を保証できる程度に相当なものとなるように加盟国において配慮する必要がある。

2) JURI修正案 (2017年3月10日付)

本条に対する修正案は特に提案されていない。

なお、10a条において、EU内で入手可能なEU関連事項を取り扱う電子出版物を集積する法定納本制度を設け、欧州議会図書館が複製物1部を管理・保管することが提案されている。

2. 3 十分に機能する著作権取引市場の成立に向けた措置 (4章)

(1) デジタル利用に関する新聞雑誌出版者の保護 (11条)

1. 加盟国は、新聞雑誌の出版者に対して、新聞雑誌のデジタル利用のために指令2001/29/EC 2条および3条2項に定める権利を与えなければならない。
2. 前項に規定する権利は、新聞雑誌に含まれる著作物等に関して、欧州連合法が定める著作者等の権利を傷つけることなく、いかなる影響も与えない。これらの権利はその著作者等に対して行使することはできず、特に、著作物等をそれが含まれる新聞雑誌から独立して利用する権利を著作者等から奪うこともできない。
3. 指令2001/29/ECの5条から8条および指令2012/28/EUは、1項に規定される権利に関して準用される。
4. 1項において規定される権利は、新聞雑誌の出版後20年で消滅する。この期間は、出版日の属する年の翌年1月1日から起算する。

1) 背景および趣旨

アナログからデジタルへの移行に伴い、出版者は、出版物のデジタル利用におけるライセンスや投資回収につき、複雑かつ非効率的であるという問題に直面している。出版業界の持続のため、出版物におけるデジタル利用に対して、

EUレベルでの法的な保護（複製権および公衆への利用可能化権）が必要と考えられる。

本条において権利保護の対象となる出版物は、「サービスプロバイダによって発行される娯楽の提供や情報提供を目的とする新聞雑誌であり、定期的にアップデートされるもの」を想定している。ただし、科学学術目的で発行される雑誌は対象外となり、また公衆への伝達を構成しないようなハイパーリンクにも権利が及ばない。

なお、出版者は、著作者やその他の権利者に対してこの権利を主張することはできず、指令2001/29/EC等に規定されている権利制限規定等（引用等）に従う必要がある。

2) JURI修正案（2017年3月10日付）

出版者の地位を高める必要はあるものの、他の業界を混乱させてはならないという理由の下、1項において、出版者には出版物に含まれる文学作品の著作者の代表としての推定がなされ、かつ、出版者自身の名義において訴訟をする権利が与えられるよう修正案が提示されている。また、この権利は刑事訴訟には適用されない、との記載も含まれている。なお、1項の修正案に伴い、11条3項および4項は削除されている。

(2) 公正な補償の請求（12条）

加盟国は、著作者が権利を出版者に移転またはライセンスしていた場合、当該移転またはライセンスは、移転またはライセンスされた権利の例外規定または権利制限規定における著作物の利用に対する補償の分配を出版者が求める十分な法的基礎を構成すると定めることができるものとする。

1) 背景および趣旨

出版者は、しばしば、権利者との契約により、権利者の権利を管理している。この場合、出版

者は投資をすることになるが、権利制限規定に基づく利用等（私的使用のための複製等）により出版者の収益が奪われることもある。

多くの加盟国では、権利制限規定に基づく利用に伴う補償については、著作者と出版者との間でシェアされている。

本条では、これらの点を考慮して、(1) 著作者が出版者に対して、権利を譲渡またはライセンスしており、(2) 例外規定により生じた損害について補償する仕組みがある場合に、出版者はその補償のシェアを主張する権利を有することを加盟国が規定できるものとした。

2) JURI修正案（2017年3月10日付）

本条に対する修正案は特に提案されていない。

(3) 利用者がアップロードした大量の著作物等を保管・アクセス提供する情報社会サービスプロバイダによる保護コンテンツの利用（13条）

1. 利用者によってアップロードされた大量の著作物等を蓄積し、アクセスを提供する情報社会サービスプロバイダは、権利者と協力し、権利者との間でその著作物等の利用について締結する合意が機能することを保証する措置、または、サービスプロバイダとの協力を通じて権利者が特定した著作物等の入手可能性を防止する措置を取らなければならない。これらの措置は、有効なコンテンツ特定技術の利用等、適切で相応のものでなければならない。サービスプロバイダは、その措置の機能および配置に関する適切な情報を権利者に提供しなければならず、また、関係する場合は、著作物等の特定と利用についての適切な報告を行わなければならない。
2. 加盟国は、前項に規定されたサービスプ

ロバイダが、前項に規定された措置の適用について争いが生じた場合の、利用者による申立てと救済の仕組みを設けることを保証しなければならない。

3. 加盟国は、そのサービスの性質、技術の利用可能性および技術的な発展に照らしたその有効性等を考慮して、適切かつ相応なコンテンツ特定技術等のベストプラクティスを定めるため、利害関係者の対話を通じて情報社会サービスプロバイダと権利者との協力を、必要に応じて、促さなければならない。

1) 背景および趣旨

権利者と関わることなく、利用者によってアップロードされる著作物に対するアクセスを提供するオンラインサービスが発展し、著作物の利用における適切な対価の決定に影響をもたらしている。

指令2000/31/EC 14条（プロバイダ責任制限の枠組みを定めたE-commerce Directive）に規定された免責事項に該当しない限り、サービスプロバイダは権利者とライセンス契約を締結する必要がある。

また、ライセンス契約を保証するため、サービスプロバイダはアップロードされた著作物を保護するための適切かつ相応な措置（効果的な技術を実装する等）を取らなければならない。この場合、権利者は、自身のコンテンツを特定するために必要なデータを提供すべきと考えられる。

なお、サービスプロバイダは、配備された当該措置を権利者が適切に評価するために、権利者に対して、使われている技術の種類、管理の方法、コンテンツ特定の成功率等の情報を提供しなければならない。

2) JURI修正案（2017年3月10日付）

1項においては、対象となる情報社会サービスプロバイダの範囲を、コンテンツの利用可能

化に積極的かつ直接に関与した者に限定しつつ、新たに権利者側の義務として、権利者が権利を有している著作物等について正確に伝えなければならない、とする修正案が提示された。

また、2項では、1項に記載された措置が、著作権の例外規定または権利制限規定の範囲内での利用を害することなく実装されなければならないという趣旨のもと、利用者が権利者と連絡を取れるようにすること、および、必要に応じて裁判所や他の関連する機関に主張できることを加盟国が保証しなければならない、と提案されている。

(4) 透明性の義務（14条）

1. 加盟国は、著作者および実演家が、定期的に、各分野の特性を考慮した、タイムリーで、適切かつ十分な情報（著作物および実演が、権利のライセンスまたは移転を受けた者に利用されたという情報、特に利用形態、生じた利益および報酬額に関するもの）を受け取ることが保証しなければならない。
2. 前項の義務は相応かつ効果的でなくてはならず、また、各分野における適切な透明性の水準を保証するものでなければならない。ただし、その義務から生じる管理上の負担が、著作物および実演の利用によって生じる利益を考慮して不相応な場合、加盟国は、その義務が有効性を維持し、かつ透明性の水準が適切であることを保証する限りにおいて、前項の義務を調整することができる。
3. 加盟国は、著作物または実演全体を考慮して著作者または実演家の貢献が重要でない場合には1項の義務を適用しない、という決定をすることができる。
4. 1項は、指令2014/26/EUにおける透明

性の義務を負う者には適用しない。

1) 背景および趣旨

著作者や実演家等の権利者は、彼らの権利の経済的価値を評価するための情報を必要としている。特に、権利を譲渡またはライセンスし、その見返りとして対価を受け取っているようなケースではこのニーズが顕著である。

本条では、透明性のあるバランスのとれた対価を算出するために、契約相手等と権利者との間で適正な情報を共有する仕組みを設けることを加盟国に求めている。加盟国において透明性義務を実施する際には、各分野におけるコンテンツや著作者等の違い、特性等が考慮される必要がある。

なお、指令2014/26/EU（著作権集中管理指令）に基づき、透明性の義務に従っている集中管理団体と合意している契約に対しては、本条に基づく透明性の義務を適用する必要はない。

2) JURI修正案（2017年3月10日付）

1項において、さらなる明確化や法的安定性を図るため、主体となる著作者および実演家を「継続して報酬を受け取る契約関係にある者」に限定するとともに、情報の範囲をより詳細なものとするための修正がなされている。

(5) 契約調整の仕組み（15条）

加盟国は、著作者および実演家が、利用権について契約を締結した当事者に対して、当初合意した報酬が著作物または実演の利用によって生じる後続の関連収益および利益と比べて不相応に低い場合に、追加的な適切な報酬を要求する権利を有することを保証しなければならない。

1) 背景および趣旨

欧州水準においては、長期に継続し、著作者

等が契約当事者や権利承継者と再交渉する機会がほとんどない契約が、調和の取れた契約であると考えられている。

そのため、著作者等が権利のライセンスまたは譲渡に基づいて合意した報酬が、著作物等の利用により生じる利益と比べて不相応に低い場合のために、本条は加盟国に報酬調整の仕組みを求めている。

この評価は、異なるコンテンツの分野における特性や慣習も含め、特定の状況を考慮した上で行うべきものである。また、報酬調整の仕組みについて当事者間で合意できない場合、著作者等は提訴する資格を有するべきと考える。

2) JURI修正案（2017年3月10日付）

著作者および実演家が、彼らの作品の利用に基づき公正な報酬を得る権利を有するということが、明文化されている。

(6) 紛争解決の仕組み（16条）

加盟国は、14条に基づく透明性義務および15条に基づく契約調整の仕組みに関する紛争が、任意の代替的な紛争解決手続きに従うことができることを定めなければならない。

1) 背景および趣旨

通常、著作者等は、契約当事者に対して、提訴して権利主張したがる傾向にある。

そのため、本条は、加盟国に対し、透明性の義務や契約調整の仕組みに関する紛争を解決するための代替的な手続きを提供することを求めている。

2) JURI修正案（2017年3月10日付）

著作者および実演家が14条および15条についての紛争解決を行う際に、彼らの代理として、代表機関が主体となることを想定し、この代表機関についても著作者および実演家と同様の手続きをとれる旨の案が提示されている。

2. 4 その後の欧州議会の議論と新たな論点

2017年3月10日の修正案公表後もJURIでの検討は継続しており、同年4月28日には約1,000件に及ぶ修正案が公表された¹⁰⁾。さらに、文化・教育委員会（Committee on Culture and Education）をはじめとする他の複数の委員会からも修正意見が提示されている¹¹⁾。

これらの修正案において、欧州委員会の当初の改正案にない項目として、Free of Panorama およびUser Generated Contentに関する権利制限規定が新たに提案されている。

(1) Free of Panorama

公共の場に恒常的に設置されている建築、彫刻等の著作物の複製および利用について権利制限規定を設けることを加盟国に義務付けることが提案されている¹²⁾。

一部の加盟国では公共設置の著作物についての権利制限規定が存在していない。そのため、風景写真の撮影に関し、職業写真家の活動が大きく制限されるとともに、一般市民が撮影した旅行写真をソーシャル・ネットワーキング・サービスに投稿することも権利侵害になりうるとして、ウェブ上で請願の署名活動¹³⁾が行われていた。

(2) User Generated Content (UGC)

近年の技術発展に伴い、ユーザによる創作活動も進展を見せている。とりわけインターネットにおいては、既存の映像、音楽、写真等の著作物等に対し、その一部を抜き出して利用したり、キャプションの付与等の独自の加工をしたりすることや、作品の一部を自ら演じるファン活動等が広く普及している¹⁴⁾。

ユーザによる著作物の利用の拡大は、原著作物がこれに比例して普及する限り、権利者の経済的利益に対する重大な侵害となるものではな

く、むしろ広告効果をもたらす場合もある。そのため、ユーザによる創作物がオンライン上で国境を越えて拡散される点も考慮し、関連する権利制限規定を設けることが検討されている¹⁵⁾。

3. 放送事業者によるテレビ・ラジオ番組のオンライン配信・再送信に関する規則案

放送事業者は多様なテレビ・ラジオ番組を提供しているが、これらには権利保護されたコンテンツが多く使われている。そのため、テレビ・ラジオ番組の利用にあたっては、複数の権利者との複雑な権利処理が必要となる。

この点、指令93/83/EEC（衛星・ケーブル指令）が、衛星放送についての発信国の原則と、ケーブルでの再送信についての権利集中団体の仕組みを設け、加盟国間の越境提供を促進している。しかし、放送事業者によるオンラインサービスは前者の対象外であり、またケーブル以外の再送信は後者の対象外であった。

本規則案は、放送事業者が、自らのテレビ・ラジオ番組の放送に付随するオンラインサービスを提供する場合に、発信国の原則（Country of Origin Principle）に基づき、放送事業者の所在する加盟国の法が適用されることとした。すなわち、放送事業者は一国でのみ権利処理をすればよいこととなる。また、IPTV等によりテレビ・ラジオ番組を他の加盟国へ再送信するサービスに関して、放送事業者以外の権利については集中管理団体が権利行使を担うものとし、再送信事業者の権利処理の簡便化を図った。

これは、DSMの主要目的の一つである、EU域内ユーザによるテレビ・ラジオ番組へのオンラインアクセスの拡大、進展に寄与することを狙いとするものである。

(1) 発信国の原則の付随オンラインサービスへの適用 (2条)

1条 (定義)

(a) 「付随オンラインサービス」とは、放送事業者によってまたはその支配および責任のもと、ラジオまたはテレビ番組を、放送事業者による放送と同時または放送後の一定期間、放送事業者によってまたは放送事業者のために作成された当該放送に付随するマテリアルとともに、公衆に提供するオンラインサービスをいう。

(b) (中略)

2条 (発信国の原則の付随オンラインサービスへの適用)

(1) 放送事業者によってまたはその支配および責任のもと付随オンラインサービスが提供される際に起こる、公衆に対する発信または利用可能化行為、および当該付随オンラインサービスの提供、アクセスまたは利用に必要な複製行為は、当該行為に関連する著作権および関連する権利の行使において、当該放送事業者がその主たる事業所を置く加盟国のみでなされたものとみなす。

(2) 前項で定める発信国の原則の対象となる権利に対してなす支払いの額を決定するにあたり、当事者は、付随オンラインサービスの機能、視聴者、言語バージョン等の、付随オンラインサービスのあらゆる側面を考慮しなければならない。

1) 背景および趣旨

放送事業者が放送に付随するオンラインサービスを提供するにあたり、内容コンテンツの複製等の行為は当該事業者の所在加盟国でなされたものとみなされる。

対象となるサービスとしては、放送の同時送

信や、キャッチアップサービス (過去の番組を一定期間視聴可能とするサービス) が想定されている。これには、番組のコンテンツに対するプレビュー、拡大、補足、レビュー等の、番組をより充実させるコンテンツを提供するものも含まれる。ただし、本条の適用は、あくまでも放送事業者自身が行うものに限定される。

なお、利用範囲の拡大を踏まえ、権利者に対する報酬のバランスを保つ観点から、報酬はオンラインサービスの機能、利用者、言語等あらゆる側面を考慮し決定することが明記された。

2) JURI修正案 (2017年5月10日付)

まず、1条に、本規則の主題が追加された。

次に、1条 (a) の定義語は、将来の技術革新を踏まえると狭い文言であるとして、次のとおり修正されている。「『オンラインサービス』とは、放送事業者の支配および責任により、リニアまたはノンリニア¹⁶⁾のラジオまたはテレビ番組を、放送事業者による放送の以前、同時、途中または以後において、当該放送を充実させまたは拡大するマテリアルとともに、インターネットを通じて公衆に提供するサービスをいう。」

さらに、欧州映画産業の文化的な重要性を踏まえ、映画界の要望を受けて報酬に関するルールが明確になった。具体的には、2条2項の表現を改め、適切な追加的報酬が権利者に支払われるべきことを示すと同時に、文化的多様性を保証するため、業界による同意は、ニッチの芸術著作物に対し、平均以上の追加的報酬を保証しなければならないものとした。追加的報酬は放棄不可であり、集中管理団体以外には譲渡できないものとされた。

その他、2条2項の修正として、放送事業者が所在する加盟国の視聴者以外の視聴者を唯一の対象または主たる対象としたオンラインサービスには適用されないものとされた (2a項)。また、経過措置の規定も新たに設けられ、1項は、本規則の効力発生日の3年後に購入された

映画またはテレビシリーズで、制作委託されていないものに適用されることとされた（2b項）。さらに、本条による権利行使に関する紛争は、当該放送事業者の設立された加盟国の裁判所が管轄することが明示されている（2c項）。

(2) 放送事業者以外の権利者による再送信権の行使（3条、4条）

1条（定義）

(a)（中略）

(b) 「再送信」とは、指令93/83/EECに定義されるケーブル再送信および欧州議会および理事会規則（EU）2015/2120に定義されるインターネットアクセスサービスを通じて提供される再送信を除く、公衆が受信することを意図したテレビまたはラジオ番組の、有線または無線（衛星放送を含むがオンライン送信を除く。）による、他の加盟国からの最初の送信を公衆が受信するためのもので、同時に行われる、変更されていない、完全な再送信をいう。ただし、当該再送信は、最初の配信をした放送事業者または当該放送の実施に支配および責任を持つ放送事業者以外の者によって行われる場合に限る。

2条（中略）

3条（放送事業者以外の権利者による再送信権の行使）

- (1) 放送事業者以外の著作権および関連する権利の保有者は、集中管理団体を通じてのみ、再送信の権限を許諾または拒絶する権利を行使できる。
- (2) 権利者が前項に規定された権利の管理を集中管理団体に移転しない場合、再送信サービス運営者が再送信のための権利を明確化しようとする加盟国の領土について同種の権利を管理する集中管理団体

が、当該権利者に代わって当該権利を管理することを義務付けられたとみなす。

- (3) 加盟国の領土について二以上の集中管理団体がその種類の権利を管理している場合、権利者はどの集中管理団体が当該権利者の権利を管理することを義務付けられたとみなされるかを自由に選択することができる。もし、このような状態において、権利者が集中管理団体を選択しなければ、再送信サービス運営者が再送信のための権利を明確化しようとしている領土を有する加盟国は、どの集中管理団体が当該権利者の権利を管理することを義務付けられたとみなすかを指定しなければならない。
- (4) 権利者は、再送信サービス運営者と集中管理団体（当該権利者の権利について、当該集中管理団体に委任をした権利者の立場で管理することを委任されたとみなされる者）の間の合意により同様の権利および義務を有し、また、権利者はそれらの権利を、関連する加盟国によって定められた、当該権利者の著作物等を含む再送信の日から3年より短くない期間、主張することができる。
- (5) 加盟国は、権利者が当該加盟国の領土内で著作物等の最初の配信を許可した場合、当該権利者が再送信の権利を個別的に行使することに同意したのではなく、本規則に従って行使することに同意したとみなされると定めることができる。

4条（放送事業者による再送信権の行使）

3条は、放送事業者が自らの送信に関して行使する権利には、適用されない。これは、関連する権利が自ら保有するものであるか、または他の著作権保有者や関連する権利の保有者から移転されたかにかかわらない。

1) 背景および趣旨

ある加盟国で放送された番組を他の加盟国で再送信する行為については、コンテンツ保有者は著作権を集中管理団体を経由してのみ行使できるものとされた。

本条の「再送信」とは、変更されていない同時再送信に限定されている。すなわち、衛星放送、地上デジタル放送、closed circuit IP等のネットワークを用いたケーブル再送信と同等のサービスを指している。開かれたインターネットで提供されるものは対象外である。

なお、再送信サービスの事業者は放送事業者を認知しており、権利処理の負担は大きくないことから、放送事業者の権利は、本条が定める集中管理団体による権利管理の対象外である。

2) JURI修正案 (2017年5月10日付)

本条が対象とする再送信が技術的に中立であるよう、再送信の定義が見直された。具体的には、再送信の定義から「欧州議会および理事会規則 (EU) 2015/2120で定義されるインターネットアクセスサービスを通じて提供される再送信」を除外する定めと、再送信の手段「オンライン送信」を除外する定めが削除された。また、再送信は、ケーブル再送信サービス運営者からの再送信行為と同等のものと定義された。

次に、直接投入 (Direct Injection) の責任に関する規定が追加されている。直接投入とは、第一に、放送事業者が配給業者に対し、公衆がアクセスできない番組搬送信号を一对一で送信し、第二に、配給業者が自らの購読者に対し、ネットワークを通じて番組搬送信号を送信することで、購読者の番組視聴が可能になるという、二段階のプロセスと定義されている (1条1項 (ba))。この直接投入によって番組搬送信号を配給業者に送信している放送事業者は、当該配給業者の公衆送信行為に連帯して責任を負うとされた (4a条)。

さらに、映画界の要望により、報酬に関する

ルールが3条5a項に追加された。著作者または実演家は、自らの再送信権を移転または譲渡した場合、2条2項 (発信国の原則) に基づき報酬が付与されていない範囲において、適切な報酬を受ける放棄不能の権利を再送信サービス運営者に対して有する。この請求権は集中管理団体に事前に譲渡することができる。

4. おわりに

本稿で紹介した指令案・規則案に対しては、2017年7月12日および13日にJURIで審議がなされた。議員間でも意見の相違があったことが明らかにされており¹⁷⁾、今後、2017年10月10日に、JURIでの投票が予定されている¹⁸⁾。

今回の指令案・規則案は、加盟国間の法制度の調整というEU特有の課題を手当てする側面が大きく、日本の法制度と単純に比較できるものではない。しかし、新聞雑誌出版者、オンラインサービス、UGC等に関する新たな規定は、デジタル時代の新たな課題への対処を試みるものに他ならず、関連当事者の利害調整のあり方は、日本での議論においても参考になる点があるものと思われる。当委員会としても、引き続き、本改正の動きに注目していきたい。

なお、本論説は、2017年度著作権委員会のメンバーである、桑原巧 (富士ゼロックス)、西川英毅 (日本電信電話)、松本晃輔 (コナミデジタルエンタテインメント) および渡辺春香 (ACCESS) が執筆した。

注 記

- 1) European Commission, "Digital single market" (https://ec.europa.eu/commission/priorities/digital-single-market_en)
- 2) European Commission, "COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS A Digital Single Market Strategy for

- Europe” (<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52015DC0192&from=EN>)
- 3) European Commission, “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Towards a modern, more European copyright framework” (http://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?action=display&doc_id=12526)
 - 4) DSMに関する改正法案と同日付で、「視覚障害者およびプリントディスアビリティのある人々の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約」批准のため、視覚障害者等による著作物の利用に関する権利制限規定につき指令および規則が別途提案された。これらはJURIにて修正審議の上、2017年7月6日に欧州議会で採択された。
(European Parliament, “Texts adopted, Thursday, 6 July 2017 - Strasbourg”, <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?language=EN&type=TA&reference=20170706&secondRef=TOC>)
 - 5) European Commission, “Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on copyright in the Digital Single Market” (http://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=17200)
 - 6) European Commission, “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL laying down rules on the exercise of copyright and related rights applicable to certain online transmissions of broadcasting organisations and retransmissions of television and radio programmes” (http://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=17201)
 - 7) Regulation (規則)は加盟国内の個人・法人に直接適用される。一方、Directive (指令)は加盟国内の個人・法人に直接適用されず、指令が狙う成果を達成するための立法を加盟国に義務付ける。具体的な形式、方法は各加盟国に委ねられる。(欧州連合の機能に関する条約288条。
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2016:202:TOC>)
 - 8) 欧州委員会の改正案も含め、立法過程で作成された各種文書は欧州議会が運営するLegislative Observatoryにおいて参照可能。
(指令案：<http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2016/0280> (COD) 規則案：<http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2016/0284> (COD))
 - 9) 指令2001/29/EC 5条3項(a)
 - 10) 前掲注8) Legislative Observatoryに掲載。3月10日付修正案で示された72点の修正条文案に続ける形で、73から996まで付番された修正条文案が5つの文書に分けて発行されている。
 - 11) 前掲注8) Legislative Observatoryに掲載。
 - 12) 前掲注10) Amendment 664から668
 - 13) Nico Trinkhaus “Save the Freedom of Photography!” (<https://www.change.org/p/european-parliament-save-the-freedom-of-photography-savefop-europarl-en>)
 - 14) JURIメンバーのJulia Reda議員は、自身のウェブサイトにおいて、reaction GIF, meme images, fan fiction, libdubs, supercutsといった現在インターネット文化として広く普及している行為がEUの多くの加盟国で著作権侵害になりうると問題提起している。(https://juliareda.eu/eu-copyright-reform/parliament-additions/)
 - 15) 前掲注10) Amendment 869から871
 - 16) リニア (linear) とは、事業者が予め定めた番組表に従い、所定の時間に番組が放送される形式をいい、ノンリニア (non-linear) とは、事業者が定める番組カタログから利用者が番組を選択し、個別にリクエストして視聴する形式 (いわゆるオンデマンド配信) をいう。
 - 17) JURI, “JURI Report- At the meeting of 12-13 July 2017” (<http://www.europarl.europa.eu/cmsdata/123760/juri-committee-newsletter-july-2017.pdf>) によると、委員会では、特に、新聞雑誌出版者の権利制限規定と、情報社会サービスプロバイダ関連規定について重点的に議論された。
 - 18) 前掲注14) Julia Reda議員のウェブサイトにて今後のタイムテーブルが示されている。(https://juliareda.eu/eu-copyright-reform/#timetable)
(WEB参照日：いずれも2017年8月20日)

(原稿受領日 2017年8月21日)